

よくあるQ&A

【光トポグラフィー検査の対象について】

① 光トポグラフィー検査の対象となる疾病を教えてください。

光トポグラフィー検査は、下記の3つの条件を満たす方を対象として認可されています。

- 1) 抑うつ症状を有している
- 2) 器質的疾患が除外されている
- 3) うつ病として治療を行っている患者であって、治療抵抗性であること、統合失調症・双極性障害が疑われる症状を呈すること等により、うつ病と統合失調症又は双極性障害との鑑別が必要な患者であること

すなわち、脳梗塞や頭部外傷など脳に明らかな病変をもたず、うつ病の治療を受けていて、現在うつ状態にある人に限られることになります。

現在の主治医に光トポグラフィー検査の対象となる疾病であるかご確認ください。

② 統合失調症や解離性障害、神経症は先進医療の対象になるのでしょうか。

光トポグラフィー検査の対象にはなりません。

③ 先進医療の対象疾患でない場合でも、光トポグラフィー検査を受けられますか。

受けられません。

【検査の予約について】

① 予約はいつから受け付けていますか。

平成27年3月より、往復ハガキにて受け付けています。（お電話による予約は受けておりません）
予約方法は、心身医療科ホームページの「光トポグラフィー専門外来はこちら」をご覧ください。

② 他の検査も一緒にしてもらいたいのですが、できますか。

脳のCT画像検査につきましては、器質性疾患があるかどうかを確認するために実施します。
それ以外の検査は行っておりません。他の検査につきましては、主治医にご相談ください。

③ 主治医に相談する前に予約を取りたいのです。

検査実施の際には、光トポグラフィー検査を行うための条件の一つである、「今までうつ病として治療を受けてきた」ことを主治医の先生の紹介状で判断いたします。そのため、主治医の先生の紹介状が必要になります。また、検査の結果は、紹介状を書かれた主治医の先生をとおしてご報告することになります。

そのため、主治医の先生とご相談いただいた上で、検査の予約をお願いいたします。

【紹介状について】

① 紹介状を持っていないのですが、光トポグラフィー検査を受けることはできませんか。

検査実施の際には、光トポグラフィー検査を行うための条件の一つである、「今までうつ病として治療を受けてきた」ことを主治医の先生の紹介状で判断いたします。また、検査の結果は、紹介状を書かれた主治医の先生をとおしてご報告することになります。そのため、主治医の先生の紹介状を必ずお持ちください。

② 紹介状の有効期限はあるのでしょうか。

病状や処方内容が変化していることもありますので、おおむね3ヶ月程度とお考えください。

③ 現在通院してはいないのですが、自分の状態が気になり検査を受けたいと思っています。どうすればよいでしょうか。

光トポグラフィー検査の対象となるのは、「現在うつ病として治療を受けている方」になります。そのため、まずはお近くの精神科（病院・クリニックなど）を受診してください。検査については、その後治療を受けている先生にご相談ください。

また、当科（福島医大病院心身医療科）の通常の外来に一度お越しになった上で、初診の先生とご相談いただくこともできます。その場合には、「光トポグラフィー検査の予約ではなく、通常診療の新患予約をお願いします」と受付担当の者にお伝えください。なお、福島医大病院心身医療科の予約は混み合っているため、数か月先になる可能性があります。

④ 当日紹介状を忘れてしまった場合はどうすればよいでしょうか。

検査実施の際には、光トポグラフィー検査を行うための条件の一つである、「今までうつ病として治療を受けてきた」ことを主治医の先生の紹介状で判断いたします。そのため、紹介状がない場合には、検査を受けることができません。そのため、お越しいただいても検査ができず、改めて来院していただくこととなります。

【費用について】

① 先進医療に健康保険は使えますか。

光トポグラフィー検査は保険診療として認可されていますので、費用は保険給付の対象となります。また、検査の際に行う診察やCT検査も、保険診療として認可されています。自己負担額は、約8000円となります（自己負担3割の場合）。

② 光トポグラフィー専門外来を受診してから、先進医療の対象の疾病でないことが分かりました。その場合の費用はどうなりますか。

光トポグラフィー検査を行わなかった場合は、光トポグラフィー検査の費用は発生しません。それ以外に行った診察料やCT検査の費用（保険診療）のみ必要になります。

【実際の検査について】

① 光トポグラフィー検査を受けるときに薬は飲まない方がよいのでしょうか。

検査のために特別なことは必要ありません。お薬などは通常通り服用されて検査をお受けください。

【検査結果について】

① 検査結果をその場で聞くことはできませんか。

判読に時間を要するため、その場でご説明はしていません。検査結果は4週間程度で紹介医（主治医）に郵送でお送りいたしますので、紹介医（主治医）にご確認ください。

② この検査で、診断や、自分にあった薬が自動的に分かるのですか。

光トポグラフィー検査は、診断や処方を自動判定するものではありません。

③ 何度試しても測定できないと言われました。

稀に計測不良となることがあります。その際には初診料のみかかり、検査料はいただきません。紹介医（主治医）へは計測不良であったことを報告します。

④ 判断に迷うという報告書でした。期待していたものと違いました。

この検査は、現在も研究途上の検査です。これまでの検討では6~8割の精度で臨床診断を示唆する結果が出ていますが、残りの2~4割のなかには判断に迷う場合もあります。そのときは報告書に以下のように所見を記載します。

<記載例> ○○は統合失調症のパターンに類似するが、△△は躁うつ病のパターンに類似する。

⑤ 光トポグラフィー検査で言われた診断が正しいのでしょうか。

光トポグラフィー検査は鑑別診断補助として先進医療に承認されています。検査結果は、今後の治療をより適切なものとする、ひとつの手がかりとなります。しかし、この先進医療だけで、診断がついたり、病気を証明することはできません。あくまで診断補助的な役割を果たすことしかできません。問診やその他の検査（心理検査、CT検査、血液検査、内分泌検査など）と組み合わせることによって、診断の精度を上げることが可能となります。

詳しくは、検査結果をもとに主治医とご相談ください。

⑥ 光トポグラフィー検査で診断を証明してほしいのですが。

光トポグラフィー検査は、精神疾患の有無を確定したり、診断を証明することには使用できません。

⑦ 予約時間に予定が入ってしまいました。時間をずらすことはできますか。

申し訳ございませんが、予約時間を変更することはできません。予約時間にお越しいただけない場合は専門外来の予約をキャンセルさせていただくこともあります。予約時間にお越しくださいませようお願いいたします。

【その他】

① その後いつ病院に来たらよいのでしょうか。

検査は1日で終わります（CT検査の予約状況により2日になることもあります）。

結果は主治医の先生にお送りいたしますので、検査が終わりましたら再度お越しいただく必要はありません。

② これからの治療はどうしたらよいのでしょうか。

紹介医（主治医）とご相談ください。

③ 光トポグラフィー検査には治療効果があるのでしょうか。

検査を行うことで病状が改善することはありません。